交通信号設備等損害賠償金の債権管理について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：警察本部総務部会計課、交通部交通規制課、駐車管理課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項 |
| １　交通信号設備等損害賠償金の徴収状況について  　　・交通信号設備等損害賠償金は、信号機及び車両感知器、交通情報板、交通監視用カメラ等の交通情報を収集し又は提供するための装置並びにこれらの附属物に損傷を与えた事故加害者（債務者）（以下「債務者」という。）が賠償する、その復旧に必要な現場調査、設計及び工事に要する費用相当額（以下「損害賠償金」という。）である。  　　・事故発生後、本部交通規制課において損傷した信号機等の復旧内容について確認検討し、業者と請負契約を締結の上で復旧工事等を行い、公費で支払手続を行う。業者から提出された復旧工事等修繕補修に要した見積書を債務者へ提示した上で、損害賠償金の歳入調定を行い、債務者が納付する。多くの債務者は自動車事故の任意保険により納付がなされているが、一部の任意保険未加入者により未払が生じている。  　　・令和６年度債権回収・整理実績【令和６年６月１日～令和７年５月31日】   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | R6.6.1現在未済額（件数） | 目標（件数） | 処理額（件数） | R7.6.1現在未済額（件数） | | 回収対象債権 | 6,621,616円（7件） | 1,049,954円（1件） | 4,005,102円（4件）※ | 8,770,366円（8件） | | 整理対象債権 | 7,548,823円（8件） | 2,696,837円（3件） | 4,000,937円（3件） | 5,369,599円（7件） |   　 ※４件のうち、１件 1,133,435円は回収、１件 1,049,954円は整理対象債権として不納欠損処理、２件 1,821,713円は  整理対象債権とした。  ※回収対象債権・・・債権の保全又は取立てをすべき債権（催告の継続）  ※整理対象債権・・・債権の内容の変更又は消滅すべき債権（最終的に不納欠損の処理を予定する債権）  ２　債権管理事務の運用について   1. 警察署における事務処理   ・損害賠償金は、事故発生地を管轄する警察署の交通課交通規制係１名が債権管理事務、本部交通規制課３名が債権事務の取  りまとめ、本部会計課が府警察全体の債権の取りまとめを分担している。  ・損傷を与えた債務者から支払誓約書を徴取し、復旧工事が完了すれば債務者へ見積書を交付の上、支払申出書を徴取する。  ・支払申出書の提出を受けた後、損害賠償金額の歳入調定を行い、納入通知書を債務者へ送付している。  　 ・納入期限までに損害賠償金が納付されない場合は督促を行い、それでも納付されない場合は、催告や必要に応じて所在調  　 査・財産調査を行っている。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 損傷 | 復旧対象 | 加害者判明 | 未判明 | 支払誓約書提出 | | 令和6年度 | 205件 | 205件 | 198件 | 7件 | 198件 |   ・なお、公債権である放置違反金は、本部の駐車管理課、会計課が事務を担当し、債権管理は、駐車管理課で一括管理し、34名体制で対応している。   1. 進捗管理と連携   ・府財務規則に基づき年２回（６月・11月）、警察署において検査日時点での収入未済債権について、債権管理簿の点検、債務者の状況確認等の自己検査を署長が実施し、本部交通規制課に債権管理簿の写しを提出している。本部交通規制課は取りまとめの上、本部会計課へ自己検査の報告をしている。  ・債務者が所在不明になるような兆候等があれば、警察署から本部交通規制課へ連絡・相談する。  ・債務者に対して債務承認や時効の援用を確認する際は、警察署に本部交通規制課が同行して対応するなど連携を図っている。  　・本部交通規制課において、債権管理対象未納一覧表を作成して、各警察署の債権管理状況を一元的に管理するとともに、通  　　常業務を通じて、定期的に進捗状況を確認するなど連携を図りながら業務を行っている。  (3) 事務の運用方法  　・「交通信号設備等損害賠償金事務の手引き」（以下「手引」という。）を作成し、警察署担当者が広く活用できるよう、府税政課のマニュアルを基に債権の回収や整理手続の方法等についての内容を記載し、事務フローや様式を加え、警察署に配付し運用している。  　・警察署が作成した信号機等復旧処理経過記録書を確認したところ、時効前に債務承認書を徴取しようとしたが、債務者が収  監中で面会に想定以上の期間を要し、消滅時効の到来前に債務承認書を徴する機会を失し、時効が援用された事例があった。  また、債務者に電話で毎月貯金している状況を確認しながら、分割納付を働きかけていない事例があった。分割納付が活用されていないことについて本部（会計課・交通規制課）に確認したところ、府債権回収整理マニュアルには分割納付の期間は最長２年間を目安と記載されているため、分割を行ったとしても資力のない債務者には高額となり話がまとまらないことが多いことが要因となっているとのことであった。債務者からの申出があれば、自宅訪問や電話連絡時等の催告の際に分割納付について説明をしている。  　・手引には、「債務の承認により時効を更新させるためには、徴収金を承認する文言の入った債務承認書のような書面で債務を  承認させることが必要」と記載され、債務承認書の様式はあるが、債務承認書の徴取時期の説明やフロー図への記載がなさ  れていない。  (4) 教養研修  　　 交通管理専科Ⅰは警察署交通課交通規制係員（新任）を対象とし、令和５年度より交通管理専科Ⅱ（※）を新設し、更なるスキル向上を目的として４日間のカリキュラムで専科教養を実施している。  ※信号機等の保守管理に関する講義(80分)のうち、債権管理に関して概ね50分（６割強）を当てている。講師は交通規制課  担当補佐  ３　債権管理事務の見直しについて  (1) 事務処理要領の改正  　・任意保険に加入していて支払能力のある債務者には金銭賠償ではなく原状復旧を求めることとし、債務者と工事業者が直接  交渉し支払うよう、損害賠償金の徴収等に係る事務処理に関する事項を定めた「事故損傷信号機等の復旧に関する事務処理要領」を令和７年７月に改正した。これにより遅延損害金は発生しないとしている。  　・一方、任意保険に加入していない債務者については、従来どおり公費で立て替えた後、賠償金を求めるため遅延損害金は発  　　生するとしているが、徴収されていない。  ・遅延損害金の徴収に関する取扱いについて、本部会計課で検討しているとのことである。  (2) 他府県における損害保険の加入  　・支払能力があると認められるものについて債務者と修繕業者が直接交渉し損害賠償金を支払う方式をとっている府県が39  県ある。このうち８県が、任意保険未加入者等で債権回収ができない案件について県に対し損害（工事代金額）が補償さ  　　れる保険に加入しており、債権回収事務の負担軽減効果も見られるとのことである。  　・損害保険加入に向けて本部交通部において検討しているとのことである。 | １　債権管理事務は事故発生地の警察署で行っているが、警察署単位では事故発生件数が少なく事務執行の機会が限られている。債権確定後の回収困難事案については、民事法上の知識が必要であり、その習熟は容易でないことから事務の効率的な実施につながっていない。  ２　債務承認書の徴取が遅れ時効が成立した事例や債務者に一定の資力がありながら分割納付がなされていない事例があった。また、遅延損害金の徴収に関する取扱いについて整理されていない部分がある。 | １　債権確定後の回収困難事案の事務を警察本部が主体的に担当するなど、効率的かつ的確な債権回収の取組を検討されたい。  ２　効果的な債権回収に資するよう、手引の内容に債務承認書の徴取時期や分割納付を柔軟に活用することについて記載されたい。また遅延損害金の徴収に関する取扱いを整理されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和７年８月５日、事務局：令和７年６月２日から同年８月28日まで）